

東日本大震災に伴う郡山市国民健康保険一部負担金等の免除に関する事務取扱要綱

平成23年	6月15日	制定
平成24年	1月31日	一部改正
平成25年	2月13日	一部改正
平成26年	2月27日	一部改正
平成27年	2月25日	一部改正
平成27年1	2月25日	一部改正
平成28年	2月25日	一部改正
平成29年	2月22日	一部改正
平成29年	8月16日	一部改正
平成30年	2月22日	一部改正
平成31年	2月26日	一部改正
令和2年	3月3日	一部改正
令和3年	2月25日	一部改正
令和4年	2月24日	一部改正
令和4年1	2月23日	一部改正
令和5年	2月24日	一部改正
令和5年	3月30日	一部改正
令和6年	2月26日	一部改正

[市民部国民健康保険課]

(趣旨)

第1条 この要綱は、東日本大震災（以下「震災」という。）の被災者について、国民健康保険法（昭和33年法律第192号。以下「法」という。）第44条第1項第2号及び東日本大震災に対処するための特別の財政援助及び助成に関する法律（平成23年法律第40号。以下「東日本大震災に関する法律」という。）第67条から第71条までの規定により、国民健康保険の一部負担金、入院時食事療養費標準負担額、入院時生活療養費標準負担額、保険外併用療養費、療養費及び特別療養費（以下「一部負担金等」という。）の免除に関する措置を定めるものとする。

(免除対象者)

第2条 市長は、一部負担金等の支払義務を有する者が、震災によって、次の各号のいずれかに該当する被保険者（以下「免除対象者」という。）の場合、一部負担金等を免除することができる。

- (1) 住家の全半壊、全半焼又はこれに準ずる被災をした者
- (2) 免除対象者の属する世帯の主たる生計維持者（以下「生計維持者」という。）が死亡し、又は重篤な傷病を負った者
- (3) 生計維持者の行方が不明である者
- (4) 生計維持者が業務を廃止し、又は休止した者
- (5) 生計維持者が失職し、現在収入がない者
- (6) 原子力災害対策特別措置法（平成11年法律第156号）第15条第3項の規定による避難のための立退き又は屋内への退避に係る内閣総理大臣の指示の対象地域であるため避難又は退避を行っている者
- (7) 原子力災害対策特別措置法第20条第2項の規定による警戒区域、計画的避難区域及び緊急時避難準備区域の設定に係る原子力災害対策本部長の指示の対象となっている者
- (8) 原子力災害対策特別措置法第17条第9項の規定により設置された原子力災害現地対策本部の長が、事故発生後1年間の積算線量が20ミリシーベルトを超えると推定されるとして特定した地点（以下「特定避難勧奨地点」という。）に居住していたため、避難を行っている者
- (9) 前各号に掲げるもののほか、上記の(1)から(8)までに準ずる者として市長が認めた者

(免除の期間)

第3条 一部負担金等の免除措置の期間は、次の各号に掲げる区分に応じそれぞれ当該各号に定める

期間とし、当該期間に免除対象者が受けた療養について適用するものとする。

- (1) 前条第1号から第5号までに該当する者については、平成23年3月11日から平成24年9月30日（入院時食事療養費標準負担額、入院時生活療養費標準負担額、保険外併用療養費、療養費及び特別療養費にあっては、東日本大震災に関する法律第50条に規定する厚生労働大臣が定める日）までとする。
 - (2) 前号の規定にかかわらず、免除対象者が前条第3号に該当する場合であって主たる生計維持者の行方が明らかとなったときは、一部負担金等の免除措置の期間は、前号に規定する期間のうち、主たる生計維持者の行方が明らかとなった日までとする。
 - (3) 前条第6号から第8号までに該当する者については、指示があった日から一部負担金等の免除措置の期間の末日は令和7年2月28日（入院時食事療養費標準負担額、入院時生活療養費標準負担額、保険外併用療養費、療養費及び特別療養費にあっては、東日本大震災に関する法律第50条に規定する厚生労働大臣が定める日）とする。
 - (4) 前号の規定にかかわらず、前条第6号から第8号までに該当する者であって、平成26年までに避難指示区域等の指定が解除された区域等の被保険者における一部負担金等の免除措置の期間の末日は令和7年3月31日（入院時食事療養費標準負担額、入院時生活療養費標準負担額、保険外併用療養費、療養費及び特別療養費にあっては、東日本大震災に関する法律第50条に規定する厚生労働大臣が定める日）とする。
- 2 前項第3号の規定にかかわらず、平成26年3月31日までに指定を解除された緊急時避難準備区域及び特定避難勧奨地点の免除対象者であって、かつ世帯に属する被保険者について前年（1月から7月までにあつては前々年）の国民健康保険法施行令（昭和33年政令第362号）第29条の3第2項に規定する基準所得額を合算した額が6,000,000円を超える世帯については、平成26年10月1日以降は免除の対象としない。
 - 3 第1項第3号の規定にかかわらず、平成26年4月1日から平成27年3月31日までの間に指定を解除された緊急時避難準備区域及び特定避難勧奨地点の免除対象者であって、かつ世帯に属する被保険者について前年（1月から7月にあつては前々年）の国民健康保険法施行令第29条の3第2項に規定する基準所得額を合算した額が6,000,000円を超える世帯については、平成27年10月1日以降は免除の対象としない。
 - 4 第1項第3号の規定にかかわらず、平成27年4月1日から平成28年3月31日までの間に指定を解除された避難指示解除準備区域の免除対象者であって、かつ世帯に属する被保険者について前年（1月から7月にあつては前々年）の国民健康保険法施行令第29条の3第2項に規定する基準所得額を合算した額が6,000,000円を超える世帯については、平成28年10月1日以降は免除の対象としない。
 - 5 第1項第3号の規定にかかわらず、平成28年4月1日から平成29年4月1日までの間に指定を解除された居住制限区域又は避難指示解除準備区域の免除対象者であって、かつ世帯に属する被保険者について前年（1月から7月にあつては前々年）の国民健康保険法施行令第29条の3第2項に規定する基準所得額を合算した額が6,000,000円を超える世帯については、平成29年10月1日以降は免除の対象としない。
 - 6 第1項第3号の規定にかかわらず、平成31年4月1日から令和2年3月31日までの間に指定を解除された居住制限区域、避難指示解除準備区域及び帰還困難区域の免除対象者であって、かつ世帯に属する被保険者について前年（1月から7月にあつては前々年）の国民健康保険法施行令第29条の3第2項に規定する基準所得額を合算した額が6,000,000円を超える世帯については、令和2年10月1日以降は免除の対象としない。
 - 7 第1項第3号の規定にかかわらず、令和4年4月1日から令和5年3月31日までの間に指定を解除された居住制限区域、避難指示解除準備区域及び帰還困難区域の免除対象者であって、かつ世帯に属する被保険者について前年（1月から7月にあつては前々年）の国民健康保険法施行令第29条の3第2項に規定する基準所得額を合算した額が6,000,000円を超える世帯については、令和5年10月1日以降は免除の対象としない。
 - 8 第1項第3号の規定にかかわらず、令和5年4月1日に指定を解除された居住制限区域、避難指示解除準備区域及び帰還困難区域の免除対象者であって、かつ世帯に属する被保険者について前年（1月から7月にあつては前々年）の国民健康保険法施行令第29条の3第2項に規定する基準所得額を合算した額が6,000,000円を超える世帯については、令和5年10月1日以降は免除の対象としない。
 - 9 第1項第3号の規定にかかわらず、令和5年4月2日から令和6年3月31日までの指定を解除された居住制限区域、避難指示解除準備区域及び帰還困難区域の免除対象者であって、かつ世帯に属する被保

険者について前年（1月から7月にあつては前々年）の国民健康保険法施行令第29条の3第2項に規定する基準所得額を合算した額が6,000,000円を超える世帯については、令和6年10月1日以降は免除の対象としない。

（免除の申請）

第4条 平成23年7月1日以後に一部負担金等の免除を受けようとするときは、あらかじめ国民健康保険一部負担金等免除申請書（第1号様式）に、市長が必要と認める書類を添付して、市長に提出しなければならない。

（審査）

第5条 市長は、前条の申請書を受理したときは、その内容を審査し、必要と認めるときは、申請者に対して質問又は必要な書類の提出若しくは提示を求めることができる。

（免除の決定等）

第6条 市長は、前条の規定により審査し、一部負担金等の免除を決定したときは、国民健康保険一部負担金等免除証明書（第2号様式）を交付するものとする。

2 前項の証明書を交付された免除対象者が、保険医療機関等で療養の給付を受けようとするときは、証明書を国民健康保険被保険者証に添えて当該保険医療機関等に提示しなければならない。

3 前条の規定により審査し、当該免除の該当にならないときは、東日本大震災に伴う国民健康保険一部負担金等免除却下通知書（第3号様式）により通知するものとする。

（職権による決定）

第7条 前3条の規定にかかわらず、市長は、第2条第1号に該当する免除対象者について、同号に該当することを証する書面等により、一部負担金等の免除をすることができると確認したときは、職権により当該免除の決定をすることができる。

（一部負担金等の還付）

第8条 免除対象者が、保険医療機関等に免除の対象となる期間において一部負担金等を支払った場合は、国民健康保険一部負担金等還付申請書（第4号様式）に支払った一部負担金等に係る領収書等を添付し、市長へ提出することにより還付を受けることができるものとする。ただし、市長がやむを得ない事情があると認める場合は、領収書等の添付を省略することができる。

2 市長は、前項の申請書を受理したときは、その内容を審査し、適当と認められる場合は当該一部負担金額を請求者へ支払うものとする。

3 第1項の申請書を提出できる期限は、当該保険医療機関等に一部負担金等を支払った日から2年を経過する日までとする。

（還付の決定）

第9条 市長は、前条第2項の規定により一部負担金等の支払いを決定したときは東日本大震災に伴う国民健康保険一部負担金等の還付書（第5号様式）により通知し、不支給の決定をしたときは東日本大震災に伴う国民健康保険一部負担金等の還付の不支給について（第6号様式）により通知するものとする。

（免除の取消し）

第10条 市長は、虚偽の申請その他不正な行為により一部負担金等の免除を受けた者があるときは、当該免除の決定を取り消すものとする。

2 市長は、前項の規定により免除の決定を取り消したときは、免除を受けていた世帯主に対し東日本大震災に伴う国民健康保険一部負担金等免除決定の取消しについて（第7号様式）により通知するものとする。

（返還等）

第11条 市長は、前条第1項の規定により免除の決定を取り消したときは、法第65条第1項の規定に基づき、世帯主からその支払を免れた額の全部又は一部を徴収することができる。

2 前条第1項の規定により免除の決定を取り消された世帯主は、既に発行された証明書を速やかに市長に返還しなければならない。

（その他）

第12条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、別に定める。

附 則

この要綱は、平成23年7月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成24年2月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成25年3月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成26年3月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成27年3月1日から施行する。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、平成28年1月1日から施行する。

(経過措置)

2 この要綱の施行の際現に提出されている改正前の要綱の様式(次項において「旧様式」という。)により使用されている書類は、改正後の様式によるものとみなす。

3 この要綱の施行の際現に旧様式の規定に基づき作成されている用紙は、当分の間、所要の調整をして使用することができる。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、平成29年3月1日から施行する。

(経過措置)

2 この要綱の施行の際現に提出されている改正前の要綱の様式(次項において「旧様式」という。)により使用されている書類は、改正後の様式によるものとみなす。

3 この要綱の施行の際現に旧様式の規定に基づき作成されている用紙は、当分の間、所要の調整をして使用することができる。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、平成29年8月16日から施行する。

(経過措置)

2 この要綱の施行の際現に提出されている改正前の要綱の様式(次項において「旧様式」という。)により使用されている書類は、改正後の様式によるものとみなす。

3 この要綱の施行の際現に旧様式の規定に基づき作成されている用紙は、当分の間、所要の調整をして使用することができる。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、平成30年3月1日から施行する。

(経過措置)

2 この要綱の施行の際現に提出されている改正前の要綱の様式(次項において「旧様式」という。)により使用されている書類は、改正後の様式によるものとみなす。

3 この要綱の施行の際現に旧様式の規定に基づき作成されている用紙は、当分の間、所要の調整をして使用することができる。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、平成31年3月1日から施行する。

(経過措置)

2 この要綱の施行の際現に提出されている改正前の要綱の様式(次項において「旧様式」という。)により使用されている書類は、改正後の様式によるものとみなす。

3 この要綱の施行の際現に旧様式の規定に基づき作成されている用紙は、当分の間、所要の調整をして使用することができる。

附 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、令和2年3月3日から施行する。

(経過措置)

- 2 この要綱の施行の際現に提出されている改正前の要綱の様式(次項において「旧様式」という。)により使用されている書類は、改正後の様式によるものとみなす。
- 3 この要綱の施行の際現に旧様式の規定に基づき作成されている用紙は、当分の間、所要の調整をして使用することができる。

附 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、令和3年3月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この要綱の施行の際現に提出されている改正前の要綱の様式(次項において「旧様式」という。)により使用されている書類は、改正後の様式によるものとみなす。
- 3 この要綱の施行の際現に旧様式の規定に基づき作成されている用紙は、当分の間、所要の調整をして使用することができる。

附 則

この要綱は、令和4年3月1日から施行する。

附 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、令和5年1月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この要綱の施行の際現に提出されている改正前の要綱の様式(次項において「旧様式」という。)により使用されている書類は、改正後の様式によるものとみなす。
- 3 この要綱の施行の際現に旧様式の規定に基づき作成されている用紙は、当分の間、所要の調整をして使用することができる。

附 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、令和5年3月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この要綱の施行の際現に提出されている改正前の要綱の様式(次項において「旧様式」という。)により使用されている書類は、改正後の様式によるものとみなす。
- 3 この要綱の施行の際現に旧様式の規定に基づき作成されている用紙は、当分の間、所要の調整をして使用することができる。

附 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、令和5年3月30日から施行する。

(経過措置)

- 2 この要綱の施行の際現に提出されている改正前の要綱の様式(次項において「旧様式」という。)により使用されている書類は、改正後の様式によるものとみなす。
- 3 この要綱の施行の際現に旧様式の規定に基づき作成されている用紙は、当分の間、所要の調整をして使用することができる。

附 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、令和6年3月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この要綱の施行の際現に提出されている改正前の要綱の様式(次項において「旧様式」という。)により使用されている書類は、改正後の様式によるものとみなす。
- 3 この要綱の施行の際現に旧様式の規定に基づき作成されている用紙は、当分の間、所要の調整をして使用することができる。

第1号様式（第4条関係）

国民健康保険一部負担金等免除申請書

被保険者記号・番号		記号	島3	番号			
被保険者	個人番号					生年月日	. .
	氏名					性別	男・女
被保険者	個人番号					生年月日	. .
	氏名					性別	男・女
被保険者	個人番号					生年月日	. .
	氏名					性別	男・女
被保険者	個人番号					生年月日	. .
	氏名					性別	男・女
被保険者	個人番号					生年月日	. .
	氏名					性別	男・女
免除をする理由		東日本大震災により 1 住家が全半壊（全半焼）又はこれに準ずる被災をしたため 2 主たる生計維持者が死亡又は重篤な傷病を負ったため 3 主たる生計維持者の行方が不明のため 4 大震災により主たる生計維持者が事業を廃止又は休止したため 5 大震災により主たる生計維持者が失業し、現在収入がないため 6 避難指示地域又は屋内退避指示地域に設定されたため 7 計画的避難区域又は緊急時避難準備区域に設定されたため 8 特定避難勧奨地点に設定されたため					

上記のとおり申請します。

年 月 日

郡山市長

個人番号

申請者 住所
 (世帯主) 氏名
 TEL

申請する際、被保険者証を提出するとともに必要に応じて、以下の書類を添付してください。

- 1 住家が全半壊、全半焼又はこれに準じる被災をした場合 被災証明書・被災証明書
- 2 主たる生計維持者が死亡又は重篤な傷病を負った場合
 - (1) 主たる生計維持者が死亡した場合
 - ア 被災証明書・被災証明書
 - イ アにその旨の記載がない場合は、死亡診断書
 - ウ イのみでは判断困難な場合は、併せて死亡診断書に準じる医師による証明書
 - エ 警察の発行する死体検案書
 - (2) 主たる生計維持者が重篤な傷病を負った場合
医師の診断書
- 3 主たる生計維持者の行方が不明である場合
警察等に行方不明者に係る届出をしていることが確認できるもの
- 4 大震災により主たる生計維持者が業務を廃止し、若しくは休止し、又は失職し、現在収入がない場合
 - (1) 公的に交付される書類であって、事実の確認が可能なもの（税務署に提出される廃業届、異動届の写し等） ※雇用保険による失業給付受給中は対象外
 - (2) 事業主等による証明書（公的に発行される書類による確認が困難な場合に限る。）
- 5 以下のいずれかの避難指示等の対象地域に住所を有していたことが確認できるもの
 - (1) 原子力災害対策特別措置法（平成11年法律第156号）第15条第3項の規定による避難のための立退き若しくは屋内への退避に係る内閣総理大臣の指示の対象地域であるため避難若しくは退避を行っている場合
 - (2) 原子力災害対策特別措置法第20条第2項の規定による計画的避難区域若しくは緊急時避難準備区域の設定に係る原子力災害対策本部長の指示の対象となっている場合
 - (3) 特定避難勧奨地点が設定されているため避難を行っている場合
- 6 次のいずれかに該当する場合は、世帯員全員の前年（1月から7月までにあっては前々年）の所得額を証する書類を添付すること ※公簿等により確認できるときは省略
 - (1) 平成26年3月31日までに指定を解除された緊急時避難準備区域又は特定避難勧奨地点の被保険者が属する世帯であって、平成26年10月1日以降の免除期間を含む場合
 - (2) 平成26年4月1日から平成27年3月31日までの間に指定を解除された避難指示地域、緊急時避難区域又は特定避難勧奨地点の被保険者が属する世帯であって、平成27年10月1日以降の免除期間を含む場合
 - (3) 平成27年4月1日から平成28年3月31日までの間に指定を解除された緊急時避難区域の被保険者が属する世帯であって、平成28年10月1日以降の免除期間を含む場合
 - (4) 平成28年4月1日から平成29年4月1日までの間に指定を解除された居住制限区域又は避難指示解除準備区域の被保険者が属する世帯であって、平成29年10月1日以降の免除期間を含む場合
 - (5) 平成31年4月1日から令和2年3月31日までの間に指定を解除された居住制限区域、避難指示解除準備区域及び帰還困難区域の被保険者が属する世帯であって、令和2年10月1日以降の免除期間を含む場合
 - (6) 令和4年4月1日から令和5年3月31日までの間に指定を解除された居住制限区域、避難指示解除準備区域及び帰還困難区域の被保険者が属する世帯であって、令和5年10月1日以降の免除期間を含む場合
 - (7) 令和5年4月1日に指定を解除された居住制限区域、避難指示解除準備区域及び帰還困難区域の被保険者が属する世帯であって、令和5年10月1日以降の免除期間を含む場合
 - (8) 令和5年4月2日から令和6年3月31日までの間に指定を解除された居住制限区域、避難指示解除準備区域及び帰還困難区域の被保険者が属する世帯であって、令和6年10月1日以降の免除期間を含む場合

第2号様式（第6条関係）

国民健康保険一部負担金等免除証明書

被保険者 記号・番号	記 号	島 3	番 号	
被保険者氏名	男・女		生年月日	. .
世帯主氏名				
住 所				
特例の内容 及び有効期間	○一部負担金の免除 (年 月 日から 年 月 日まで)			

上記のとおり証明する。

証第 号
年 月 日

郡山市長



この証は、東日本大震災により被災した被保険者が保険医療機関等で診療等を受けた際に支払う一部負担金等の免除措置を受けられることを証明するものです。

- 1 保険医療機関等の窓口で、この証明書を被保険者証に添えて提出してください。
- 2 被保険者の資格がなくなったとき又はこの証の有効期限に至ったときには、直ちにこの証を市町村（組合）に返してください。また、転出の届出をする際には、この証を添えてください。
- 3 この証の記載事項に変更があったときは、14日以内に、この証を添えて、郡山市にその旨を届け出てください。
- 4 不正にこの証を使用した者は、刑法（明治40年法律第45号）により詐欺罪として懲役の処分を受けます。

様

郡山市長



東日本大震災に伴う国民健康保険一部負担金等免除の却下について

このことについて、下記のとおり申請を却下しましたので通知します。

記

- 1 被保険者記号・番号 島3
- 2 世帯主氏名
- 3 被保険者氏名
- 4 免除却下理由

審査請求等

- 1 この処分について、不服がある場合は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、福島県国民健康保険審査会（福島県国民健康保険課内）に対して審査請求をすることができます。
- 2 処分の取消しの訴えは、1の審査請求に対する裁決を経た後でなければ提起することができません。この処分の取消しの訴えは、この裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、郡山市を被告として（訴訟において郡山市を代表する者は市長となります。）、提起することができます。

なお、次のいずれかに該当する場合は、この裁決を経ずに訴訟を提起することができます。

- (1) 審査請求があった日から3ヶ月を経過しても裁決がないとき。
 - (2) 処分、処分の執行又は手続の続行により生ずる著しい損害を避けるため緊急の必要があるとき。
 - (3) その他裁決を経ないことにつき正当な理由があるとき。
- 3 ただし、1又は2の期間が経過する前に、この処分があった日の翌日から起算して1年を経過した場合は、審査請求をすることができなくなり、また、審査請求に対する裁決のあった日の翌日から起算して1年を経過した場合は、処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。なお、正当な理由があるときは、上記の期間やこの処分（審査請求に対する裁決）があった日の翌日から起算して1年を経過した後であっても審査請求をすることや処分の取消しの訴えを提起することが認められる場合があります。

第4号様式（第8条関係）

国民健康保険一部負担金等還付申請書

被保険者記号・番号		記号	島 3			番号					
世帯主氏名						生年月日	. .				
療養を受けた者	個人番号										
	氏名	男・女			生年月日	. .					
療養を受けた保険医療機関等	名称										
	所在地										
療養を受けた期間	年		月	日	～	年	月	日			
療養に対し支払った一部負担金等の額											円
還付を申請する理由	<p>1 平成23年6月30日以前に療養を受けた際、一部負担金等を既に支払ったため</p> <p>2 一部負担金等の免除等が受けられることを知らなかったため</p> <p>3 免除証明書の交付を受けることが遅れたため</p> <p>4 その他やむを得ない理由により、保険医療機関等の窓口に免除証明書の提出ができなかったため（ ）</p>										

振込先口座 (世帯主)	<input type="checkbox"/> 公金受取口座を利用します。 (マイナポータルでの口座登録が済んでいる方のみ選択可)												
	<input type="checkbox"/> 下記口座を利用します。												
	銀行 金庫 農協	普通 支店 当座 その他	口座番号									口座名義人 (カタカナ)	
※摘要	※銀行コード												
	※口座名義												

(注) 保険医療機関等で支払った額のうち、還付の対象となるのは一部負担金並びに入院時食事療養費及び入院時生活療養費に係る標準負担額（ただし平成24年2月29日以前分に限る）のみです。

上記のとおり申請します。

年 月 日

郡山市長

個人番号

--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--

申請者 住 所

(世帯主) 氏 名

T E L

様

郡山市長



東日本大震災に伴う国民健康保険一部負担金等の還付書

東日本大震災により被害に遭われた皆様方に心からお見舞い申し上げます。

さきに申請のありました一部負担金等について、下記のとおり支給することに決定しましたので通知します。

記

- | | | | |
|---|-----------|-----------|------|
| 1 | 被保険者記号・番号 | 島3 | |
| 2 | 還付金額 | | 円 |
| 3 | 還付内訳 | 別紙内訳書のとおり | |
| 4 | 還付年月日 | 年 | 月 日 |
| 5 | 還付方法 | 口座振替払 | |
| 6 | 振込銀行名 | 銀行名 | 支店名 |
| | | 口座名義人 | 口座番号 |

審査請求等

- この処分について、不服がある場合は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、福島県国民健康保険審査会（福島県国民健康保険課内）に対して審査請求をすることができます。
- 処分の取消しの訴えは、1の審査請求に対する裁決を経た後でなければ提起することができません。この処分の取消しの訴えは、この裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、郡山市を被告として（訴訟において郡山市を代表する者は市長となります。）、提起することができます。

なお、次のいずれかに該当する場合は、この裁決を経ずに訴訟を提起することができます。

- 審査請求があった日から3ヶ月を経過しても裁決がないとき。
- 処分、処分の執行又は手続の続行により生ずる著しい損害を避けるため緊急の必要があるとき。
- その他裁決を経ないことにつき正当な理由があるとき。

- ただし、1又は2の期間が経過する前に、この処分があった日の翌日から起算して1年を経過した場合は、審査請求をすることができなくなり、また、審査請求に対する裁決のあった日の翌日から起算して1年を経過した場合は、処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。なお、正当な理由があるときは、上記の期間やこの処分（審査請求に対する裁決）があった日の翌日から起算して1年を経過した後であっても審査請求をすることや処分の取消しの訴えを提起することが認められる場合があります。

様

郡山市長



東日本大震災に伴う国民健康保険一部負担金等の還付の不支給について

年 月 日付けで一部負担金等の還付申請がありましたが、下記の理由により支給しないことと決定しました。

記

- 1 被保険者記号・番号 島3
- 2 還付金不支給額内訳
- 3 支給しない理由

審査請求等

- 1 この処分について、不服がある場合は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、福島県国民健康保険審査会（福島県国民健康保険課内）に対して審査請求をすることができます。
- 2 処分の取消しの訴えは、1の審査請求に対する裁決を経た後でなければ提起することができません。この処分の取消しの訴えは、この裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、郡山市を被告として（訴訟において郡山市を代表する者は市長となります。）、提起することができます。
なお、次のいずれかに該当する場合は、この裁決を経ずに訴訟を提起することができます。
 - (1) 審査請求があった日から3ヶ月を経過しても裁決がないとき。
 - (2) 処分、処分の執行又は手続の続行により生ずる著しい損害を避けるため緊急の必要があるとき。
 - (3) その他裁決を経ないことにつき正当な理由があるとき。
- 3 ただし、1又は2の期間が経過する前に、この処分があった日の翌日から起算して1年を経過した場合は、審査請求をすることができなくなり、また、審査請求に対する裁決のあった日の翌日から起算して1年を経過した場合は、処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。なお、正当な理由があるときは、上記の期間やこの処分（審査請求に対する裁決）があった日の翌日から起算して1年を経過した後であっても審査請求をすることや処分の取消しの訴えを提起することが認められる場合があります。

様

郡山市長



東日本大震災に伴う国民健康保険一部負担金等免除決定の取消しについて

年 月 日付で、国民健康保険一部負担金等の免除について決定し、一部負担金等免除証明書を交付いたしました。が、下記の理由により、免除決定を取り消します。ついては、国民健康保険一部負担金等免除証明書の返却をしてください。

記

- 1 被保険者記号・番号 島3
- 2 世帯主氏名
- 3 被保険者氏名
- 4 免除取消理由

審査請求等

- 1 この処分について、不服がある場合は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、福島県国民健康保険審査会（福島県国民健康保険課内）に対して審査請求をすることができます。
- 2 処分の取消しの訴えは、1の審査請求に対する裁決を経た後でなければ提起することができません。この処分の取消しの訴えは、この裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、郡山市を被告として（訴訟において郡山市を代表する者は市長となります。）、提起することができます。

なお、次のいずれかに該当する場合は、この裁決を経ずに訴訟を提起することができます。

- (1) 審査請求があった日から3ヶ月を経過しても裁決がないとき。
 - (2) 処分、処分の執行又は手続の続行により生ずる著しい損害を避けるため緊急の必要があるとき。
 - (3) その他裁決を経ないことにつき正当な理由があるとき。
- 3 ただし、1又は2の期間が経過する前に、この処分があった日の翌日から起算して1年を経過した場合は、審査請求をすることができなくなり、また、審査請求に対する裁決のあった日の翌日から起算して1年を経過した場合は、処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。なお、正当な理由があるときは、上記の期間やこの処分（審査請求に対する裁決）があった日の翌日から起算して1年を経過した後であっても審査請求をすることや処分の取消しの訴えを提起することが認められる場合があります。